

伊是名村保護者渡航費支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高等学校等に在学する生徒の保護者が学校行事等へ参加するときの交通費等の負担軽減を図ることを目的に保護者渡航費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、沖縄離島活性化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令に定めるほか、伊是名村補助金等の交付に関する規則（平成26年8月規則第8号。以下「規則」という。）によるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めることによる。

- （1） 保護者 児童福祉法（明治22年法律第164号）第6条に規定する保護者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本村の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記載されている者をいう。
- （2） 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、特別支援学校高等部をいう。
- （3） 学校行事 各学校が作成する行事予定表（計画表）に記載されている行事や学校から個別に発出された通知等の全生徒が対象となっている行事（三者面談、入学式、文化祭、体育祭等）をいう。
- （4） 交通費等 乗船時（車両・旅客運賃）領収証、宿泊領収証、その他村長が認めた領収証等をいう。

（補助金交付対象要件）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1） 伊是名中学校を卒業した生徒の保護者
- （2） 高等学校等に就学している生徒の保護者
- （3） 伊是名村に住所を有する保護者
- （4） その他村長が認めた者

（補助対象経費）

第4条 補助金交付対象経費は、第2条第1項第4号に規定する経費とする。

- （1） 補助金交付対象の学校行事は年3回までとし、補助金交付申請は3月10日までにしなければならない。
- （2） 補助金交付対象経費のうち旅客運賃に要する経費とし、自動車航送運賃については軽自動車若しくは普通自動車のいずれか1台に限るものとする。
- （2） 補助金交付対象経費のうち宿泊に要する経費は8,000円を上限とする。ただし、宿泊でき

る人数は保護者2人までとする。

(補助対象期間)

第5条 本事業の補助対象期間は、第2条第1項第2号に基づく生徒が高校等を卒業するまでの期間とする。ただし、村長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊是名村保護者渡航費支援事業補助金申請書(様式第1号)に次の必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 三者面談等学校行事の公文又はそれに類する行事の日付がわかるもの。

(2) 学校行事参加に要する交通費等領収証添付書(様式第2号)

(3) 伊是名村保護者渡航費支援事業補助金請求書(様式第3号)

2 前項の規定により補助金交付申請を行うものは、年度内の次の期日に分けて申請するものとする。ただし、村長が認めたときは、この限りでない。

① 当該年度の7月末日・・・・・・1回目

② 当該年度の3月10日・・・・・・2回目

(補助金交付決定及び確定)

第7条 村長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定し、その旨を伊是名村保護者渡航費支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者へ通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により交付決定を受けた申請者に対し、前条第1項第3号により申請者が指定する金融機関の口座へ年度内の次の期日に分けて振り込む方法により支給するものとする。ただし、村長が認めたときは、この限りではない。

① 当該年度の8月末日・・・・・・1回目

② 当該年度の3月末日・・・・・・2回目

(補助金交付の取消し)

第8条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の額及び確定額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(補助金の返還)

第9条 村長は前条の規定により補助金の交付を取消した場合において、当該取消しに係る金額に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この告示は、令和7年4月1日から施行する。